第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十七条第一項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域（復興産業集積区域のうち、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十条第一項中「復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が同号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十三条中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十六条第一項中「特定被災区域」を「第四条第一項の政令で定める区域」に改める。

第五十七条第五項中「及び第七十七条」を削り、「同法第二条第六項」を「同条第六項」に改める。

第五章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。

第七十七条から第八十四条までを次のように改める。

第七十七条から第八十四条まで　削除

第六章を第五章とする。

第九十一条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者又は」を「とき、又は」に、「行った者」を「行ったとき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「行った者」を「行ったとき。」に改める。

第九十二条中「行為をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第七章を第六章とする。

別表の六の項中「から第二十一条まで」を「及び第二十一条」に改め、同表の十二の項中「地域振興事業」を「削除」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「福島復興再生基本方針（第五条・第六条）」を「福島復興再生計画等（第五条―第七条の二）」に、「避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置」を「避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等」に、

「第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置
第二節　土地改良法等の特例等（第八条―第十七条）
第一節の二　特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置」

を

「第一節　福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等（第八条―第十七条）」に、「第一節の三　企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十六条）」を「第三節　農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等（第十七条の十八―第十七条の三十三）」に、「第四節　住民の帰還及び移住等の促進を図るための措置（第二十七条―第二十六条）」を「第四節　企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十六条）」に、「第五節　住民の帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「第三十五条」を「第三十五条の三」に、「第三節　避難指示区域」を「第六節　避難指示区域」に、「第四節」を「第七節」に、「第五節　帰還環境整備推進法人」を「第八節　帰還・移住等環境整備推進法人」に、「産業復興再生計画及びこれに基づく措置」を「福島復興再生計画に基づく商標法等の特例」に、「東日本大震災復興特別区域法の特例（第七十四条・第七十五条）」を「特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置（第七十四条―第七十五条の五）」に、「第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第八十一条―第八十九条）」を

「第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置（第八十一条―第八十九条の八）
第一節　新産業創出等推進事業促進計画及びこれに基づく措置（第八十四条―第八十六条）
第二節　新たな産業の創出等に寄与する施策等（第八十六条―第八十九条）
第三節　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣等（第八十九条の二―第八十九条の十三）」

に改める。

第一条中「策定」の下に「福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣の認定並びに当該認定を受けた福島復興再生計画に基づく」を加え、「のための特別の措置」を「並びに」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　福島復興再生計画等

第五条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　特定復興再生拠点区域（第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。第七条第二項第三号及び第四項において同じ。）の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二　第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項

第五条第二項第九号中「第三十二条第一項第二号において」を「以下」に改め、同項第十号中「関し必要な」を「関する基本的な」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　福島復興再生基本方針は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

第三章の章名、同章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七条を次のように改める。

（福島復興再生計画の認定）

第七条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項

二　避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項

三　特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項

四　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項

五　原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項

六　再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項

七　関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項